

宮城県美術館リニューアル基本構想



平成29年3月

宮城県教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 リニューアルの背景	
1 宮城県美術館の歩み	3
2 宮城県美術館を巡る状況	4
(1) 国及び県の文化芸術政策	
(2) 文化芸術を取り巻く社会状況の変化	
3 宮城県美術館の強み	9
(1) 良好な立地条件と合理性のある建築設計	
(2) 開館以来、35年間の活動実績	
(3) 充実したコレクション	
(4) 「いつでも、だれでも」利用できるオープン・アトリエ（創作室）のある美術館	
4 現状と課題	11
(1) 収集成果を反映した展示環境の充実	
(2) コレクションの利活用の高度化	
(3) 美術品保存環境基準等への対応	
(4) 美術品に係るセキュリティ及び防災機能の充実	
(5) 収蔵庫の狭隘化	
(6) 近年の利用者ニーズに対応した教育普及機能・活動の充実	
(7) 施設・設備の老朽化・機能低下への対応	
(8) アメニティの充実	
(9) 美術表現の拡大への対応	
第2章 これからの宮城県美術館が目指す方向性	
1 宮城県美術館が果たすべき役割	17
2 宮城県美術館運営の基本方針	18
3 リニューアルに向けた基本的な考え方	18
(1) 持てる財産・資源を最大限に有効活用	
(2) 他館・文化施設等との連携及び機能分担の検討	
(3) 県民及び利用者からの意見の聴取	
4 リニューアルのコンセプト	19
(1) 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館	
(2) 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館	
(3) 国内外の人々が魅了される美術館	
(4) ともに築きあう美術館	

第3章 宮城県美術館に求められる機能と役割	
1 収集・展示	22
(1) 美術作品の継続的・計画的な収集によるコレクションの充実	
(2) コレクションを最大限に活かせる展示環境の整備	
(3) 展示・収蔵環境条件の高度化への対応	
2 収蔵	23
(1) コレクションの充実に対応した収蔵スペース及びセキュリティ機能の確保	
(2) 美術作品の特性に対応した保存環境の整備	
3 調査研究	24
(1) 基礎的な調査研究の継続	
(2) 調査研究成果の発信	
4 教育普及	25
(1) 多様なプログラム展開による美術教養の向上	
(2) 創作活動の充実による造形教育の推進	
(3) 県民の創作活動の発表及び鑑賞の場の提供	
5 五感で楽しみ、心の潤いと交流が生まれる場	26
(1) 美術・芸術に親しむ場の創出	
(2) 憩いとくつろぎの場の創出	
(3) 人々が集い、つながる場の創出	
6 ユニバーサルデザイン化や地球環境への配慮	27
(1) 施設のユニバーサルデザイン化の推進	
(2) 環境負荷の低減	
7 情報発信の充実・強化	28
8 地方創生への貢献	28
第4章 本構想の実現に向けて	29
1 施設整備の手法について	
2 事業手法等について	
3 スタッフの充実について	
4 本構想策定後のプロセスについて	
おわりに	32

資料編	
宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会開催要綱	33
宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会委員名簿	34
宮城県美術館リニューアル全体スケジュール	35

はじめに

昭和 56 年（1981）に開館した宮城県美術館は、博物館法に基づく登録博物館であり、かつ「開かれた」総合美術センター的性格を持つアートミュージアムとして構想されました。美術館についてのこのような考え方は、映像表現やインスタレーション、パフォーマンスアートなどを含む美術の概念の拡張ないし多様化と、生涯学習に対する関心の高まりを背景として、フランスのポンピドゥーセンターの影響下に 1980 年代に各地に建設された公立美術館の多くが掲げた理念でもありました。

なかでも宮城県美術館が掲げた方針において特徴的な点は、収集対象としてパウル・クレー や ヴァシリー・カンディンスキーに代表される 20 世紀初頭のドイツ語圏の美術を加えたこと、また、美術館の活動としては非常にユニークな教育普及活動を目指したことあります。

収集全般にあたっては、東北地方にゆかりのある美術家の作品を中心として、日本の近代・現代美術を対象としながら、それらが国際的な視野において俯瞰できるように 20 世紀初頭のドイツ語圏の美術に着目しました。それは 20 世紀の美術が、ルネサンス以来の遠近法的秩序から脱し、今日の私たちの時代の美術を拓く大きな転換点となったこと、その一翼を担ったクレー や カンディンスキーの作品の先駆性と質の高さに対する評価が定まっていたこと、また、岩手県出身の萬鉄五郎とカンディンスキーとの関係にも見られるように、日本の美術に多大な影響を与えたことなどによります。

現代における美術の概念の拡張ないし多様性が一時的な現象ではなく、20 世紀初頭以来の美術史的文脈の延長線上にあることを考えるとき、宮城県美術館が形成してきた海外作品のコレクションは、この美術館を際立たせる貴重な資産となっています。

一方、教育普及活動においても、宮城県美術館は我が国に前例のないユニークな活動を模索し、実践してきました。それまでの美術館における「創作指導」は、主として外部から講師を招き、日時を定めて、洋画、日本画、版画などといった既存の枠組みに基づいた技術の講習を行うことが一般的でありました。これに対して宮城県美術館は、2 つの創作室を設置し、その運営に携わる常勤の専門職員を配置し、いつでも誰でも創作室とその備品を利用できるオープンアトリエを整えました。教育普及プログラムは、対話、ワークショップ、レクチャー、デモンストレーション、館内ツアーを自在に組み合わせたもので、なんでも相談、実技ワークショップ、公開制作、公開講座、美術探検、美術館探検、どうびキッズプログラムなどの名称で実施してきました。

リニューアルを検討するにあたっては、建物の老朽化対策のみならず上記の経緯を踏まえながら、次の 3 点を明確に認識しなければなりません。

- (1) 35 年間の作品収集と活動のノウハウの蓄積を効果的に活用できること。
- (2) 35 年の間に変化した、展示・収蔵や教育普及活動に求められる今日的課題に応えられるものであること。
- (3) 山形県を除く東北各県に県立美術館が設置され、宮城県内にも公立美術館や美術関連施設が設置されたことにより、宮城県美術館がこれまで担ってきた役割の見直しが必要になってきたこと。

言うまでもなくこの3点は密接に関連しあっており、これからの中の美術館のあり方をあらためて問い合わせることが求められます。そこで1980年代に提唱された「開かれた」総合美術センター的性格を持つアートミュージアムという理念を、宮城県美術館においてはリニューアルを機に次のように再構築します。

- (1) 心豊かな人づくりや地域社会の活性化に貢献するなど社会に対して開かれた美術館
- (2) 美術の表現手法や形式の拡張、多様化等に関する情報を収集し、常時提供するなど美術に対して開かれた美術館
- (3) 美術の潮流を見極め、新たな展開を常に追求するなど未来に対して開かれた美術館
- (4) 東北・宮城の芸術文化を国外へ広く発信し、またコレクションを通して海外の美術館との交流を図るなど国際的に開かれた美術館
- (5) 世代や障害の有無、文化・国籍等にかかわらず、すべての人々に対して開かれた美術館
- (6) 青葉山と広瀬川によって育まれた自然環境を生かすなど環境と共に存する開かれた美術館

具体的には、コレクションと教育普及プログラムを連携的に捉え、20世紀美術における表現形式、素材、技法などの革新を踏まえながら、現代にまで及ぶ美術の多様性を体感できるようにします。特に次世代を担う子どもたちを対象とした「遊び」と「学び」の場となるような施設とプログラムを充実させるとともに、家族連れの来訪などを契機に大人にも美術の豊かさや楽しさ感受する機会を提供します。またこれに加え、美術館を取り巻く豊かな自然やアクセスのしやすさを生かして、サードプレイス(*)としての美術館を念頭に、日常的に利用される美術館、そして美術の愛好者はもとより、これまで美術にあまり関心のなかった人であっても、再び、さらには何度も来訪したくなる美術館への進化を図ります。

もとより美術とは、人間の自由な精神の発露です。県民が、多彩かつ優れた美術に触れる機会を得ることにより、豊かな人間性や創造性、そして未来を拓く力を培い、もって心豊かな生活と活力ある地域社会の創生を叶えるための一助となる施設になるよう努めます。

私たちの地域は、この度の東日本大震災により甚大な被害を受けました。この災害からの復興は物質的な復興だけでなく、未来を展望する強く豊かな心をあらためて育むことでもあるでしょう。人間の精神の所産である美術はその一助となるものであります。宮城県美術館のリニューアルに当たってはそのことを強く意識し、心の復興の一端を担う集いの場ともなるべく検討を重ねました。

(*) サードプレイス：自宅をファーストプレイス、職場（あるいは学校）をセカンドプレイスとして、それらと隔絶した創造的な交流の場を指します。

第1章 リニューアルの背景

1 宮城県美術館の歩み

！本項目のポイント

- 昭和56年11月に「博物館法」に基づく登録博物館として設置
- 「東北の美術館」として国内外の優れた作品を収集、展示し鑑賞の機会を提供
- 活発な教育普及活動の推進など地域における総合美術センターとしての役割を遂行



35年の経過に伴い、県美術館の役割に変化

美術に関する県民の関心や期待の多様化 → 県民ニーズに応じた変革

- ・宮城県は、「県立美術館の建設を」という県民からの強い要望に応えて、昭和54年4月に「宮城県美術館建設基本構想」を策定し、昭和56年11月に「美術館条例」により、「博物館法」に基づく登録博物館として、宮城県美術館を設置しました。
- ・開館以来、地域に根差した、特色ある近代的な美術館として「観る」「作る」「憩う」という美術における3つの基本的行為に基づく多角的なコミュニケーションの場となることを目指すとともに、「東北の美術館」として国内外の優れた美術作品を収集、展示して鑑賞の機会を提供してきました。
- ・また、県民の積極的参加による創作活動の推進を図り、活発な教育普及活動を行うとともに、美術に関する他の領域と連携して、文化的諸活動を行うなど、地域における総合美術センターとして大きな役割を果たしてきました。
- ・しかし、①35年の時が経過し、施設・設備の老朽化、狭隘化が進み、②山形県を除く東北各県に県立美術館が設置され、③宮城県内に公立美術館やアート関連施設が設置されたことにより、宮城県美術館がこれまで担ってきた役割は見直しが必要になってきました。
- ・加えて、美術文化に対する県民の関心や期待も多様化し、これまでの美術館の運営や施設のままでは、県民のニーズに十分対応することが難しい状況になりつつあります。

●東北各県県立美術館の設置状況

	美術館名	設置時期	所在地
1	宮城県美術館	昭和56年11月	宮城県仙台市青葉区川内元支倉34-1
2	福島県立美術館	昭和59年7月	福島県福島市森合字西養山1
3	秋田県立近代美術館	平成6年4月	秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46
4	岩手県立美術館	平成13年10月	岩手県盛岡市本宮字松幅12-3
5	青森県立美術館	平成18年7月	青森県青森市安田字近野185
6	秋田県立美術館	平成25年9月	秋田県秋田市中通1-4-2

※秋田県立美術館は、秋田県と美術品を所蔵する財団法人平野政吉美術館との協力によって昭和42年5月に建設された旧秋田県立美術館（平野政吉美術館）を前身とする。

※山形県に、県立美術館は設置されていないが、山形県と山形市が全面的に協力し、公益財団法人が運営する山形美術館（昭和39年8月開館）が設置されている。

2 宮城県美術館を巡る状況

！本項目のポイント

■国及び県の文化芸術政策

○文化芸術の社会的重要性の明確化

国：文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成14年12月閣議決定）

県：教育等の振興に関する施策の大綱（平成27年7月策定）

第2期宮城県教育振興基本計画（平成29年3月策定）

第2期宮城県文化芸術振興ビジョン（平成28年3月策定）

○学校教育における図工・美術の授業時間数の減少

小学6年生：昭和22年度 週2時間 ⇒ 平成14年度 週1.4時間

中学3年生：昭和22年度 週2時間 ⇒ 平成14年度 週1時間

■文化芸術を取り巻く社会状況の変化

○地域における美術文化の拠点として東北各県に県立美術館が相次いで開館

○市町村や民間主体の普及活動が増え、県民が美術活動を行う機会が充実

○美術における表現が拡大し、アートを取り巻く状況も劇的に変化

○公共施設のユニバーサルデザインなど人にやさしい環境整備の推進

○東日本大震災で被災した県民の精神的支柱として芸術による心の復興を後押し

（1）国及び県の文化芸術政策

イ 文化芸術の社会的重要性

- ・文化芸術の振興について國の方針等を示すものとして、平成13年に「文化芸術振興基本法」が施行され、また、当該法律の施行を受けて平成14年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定されるに至り、文化芸術の社会的な重要性が明確に認識されるようになりました。
- ・県では平成27年7月に策定された「教育等の振興に関する施策の大綱」において「生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる」ことを基本方針のひとつに定め、「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」を基本目標に掲げました。
- ・また、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」が策定され、「文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育み、生涯を通じて豊かな生活が送れるような環境づくりに取り組むとともに、文化芸術による地域づくりを目指す」ことが基本的方向として掲げされました。
- ・加えて、平成28年3月に策定された「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」では、「教育、福祉、産業、観光、地域づくりなどに文化芸術の力を活用し、みやぎの未来を創造していくこと」を基本目標に掲げるとともに、この基本目標を踏まえ、「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境を整備する」ことなどが文化芸術を振興するための施策の基本方針として示されています。

□ 学校教育における美術館の活用

- ・現行学習指導要領の図画工作では「児童や学校の実態に応じて、地域の美術館を利用したり、連携を図ったりすること」、また、美術では「美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようすること」が明記され、学校教育において美術館の活用や連携が重視されるようになっています。
- ・一方で、宮城県美術館の開館当時に比べ、小学校、中学校における図画工作・美術の週当たりの授業時数は減少傾向にあり、美術館には、子どもたちが美術に触れる機会を提供する場としての役割が期待されています。

●小学校における図画工作等の週当たり授業時数の変遷

年度	教科名	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
昭和 22 年度～	図画工作	3	3	3	2～3	2	2
昭和 26 年度～	音楽 図画工作	2～4		4～5		—	
昭和 36 年度～	図画工作	3	2	2	2	2	2
昭和 46 年度～	図画工作	3	2	2	2	2	2
昭和 55 年度～	図画工作	2	2	2	2	2	2
平成 4 年度～	図画工作	2	2	2	2	2	2
平成 14 年度～	図画工作	2	2	1. 7	1. 7	1. 4	1. 4

(出典：文部科学省ホームページ「小学校教育の在り方に関する参考資料」)

●中学校における美術等の週当たり授業時数の変遷

年度	教科名	1学年	2学年	3学年
昭和 22 年度～	図画工作	2	2	2
昭和 24 年度～	図画工作	2～3	2～3	2～3
昭和 26 年度～	図画工作	2～3	2～3	2～3
昭和 37 年度～	美術	2	1	1
昭和 47 年度～	美術	2	2	1
昭和 56 年度～	美術	2	2	1
平成 5 年度～	美術	2	1～2	1
平成 14 年度～	美術	1. 3	1	1

(出典：文部科学省ホームページ「中学校教育の在り方に関する参考資料」)

(2) 文化芸術を取り巻く社会状況の変化

イ 東北地方の美術館の状況

- ・宮城県美術館の開館後、東北においては、地域における美術文化の拠点としての役割を担う県立美術館が相次いで開館したため、宮城県美術館が担ってきた「東北の美術館」としての役割は変化しております。
- ・県内においては、せんだいメディアテークが平成13年1月に開館したほか、民間のアートギャラリーなども充実しております。

●宮城県内の貸ギャラリー、貸画廊の設置状況

時期	公 営	民 営	合 計
昭和56年	3	8	11
平成28年	24	15	39

(出典：宮城県美術館による調査(平成28年8月))

- 一方で、仙台市内の施設は、大型の作品展示ができるところが少なく、また、駐車場を完備した施設は貴重な存在となっています。さらに、平成27年12月に仙台市地下鉄東西線が開業したことにより、交通の便は飛躍的に向上したことから、県民の創作活動の発表の場となる県民ギャラリーの今後の需要について注視していく必要があります。

□ 県民の美術活動や関心の状況

- 学校教育の場において、図画工作・美術の週当たりの授業時数が宮城県美術館の開館時より減少しており、鑑賞教育や創作プログラムを充実させるなど、関心のある児童生徒を中心に文化芸術に触れ合う機会を一層創出することが求められています。
- 市町村等が実施する美術ワークショップや民間による多彩なカルチャー教室が開設されるなど、県民が創作活動を行う機会は宮城県美術館の開館時に比べ充実しています。

●ワークショップ等の普及活動に取り組んでいる県内の美術館、ギャラリー等

	名称	所在地	特色
1	杉村惇美術館	塩竈市	現代アートのワークショップ企画も実施
2	リアス・アーク美術館	気仙沼市	オープントリエと多彩な教育普及プログラム
3	せんだいメディアパーク	仙台市	映像(記録)に特化した実技ワークショップ
4	サトウ・サトル・アート・ミュージアム	登米市	児童生徒を対象にしたワークショップ
5	感覚ミュージアム	大崎市	多彩な教育普及、体験型プログラム
6	大衡村ふるさと美術館	大衡村	企画展に関連したワークショップ
7	中本誠司現代美術館	仙台市	企画展に関連したワークショップ
8	ターンアラウンド	仙台市	企画展に関連したワークショップ
9	ビルド・フルーガス	塩竈市	企画展に関連したワークショップ
10	風の沢ミュージアム	栗原市	企画展に関連したワークショップ

(出典：宮城県美術館による調査(平成28年8月))

●アート、クラフトの実技講座があるカルチャーセンター

	名称	所在地	開始年
1	仙台青葉カルチャーセンター(旧プラザー文化センター)	仙台市	昭和46年
2	河北TBCカルチャーセンター(エスパル教室)	仙台市	昭和58年
3	NHK文化センター 仙台教室	仙台市	昭和58年
4	仙台リビングカルチャー教室(仙台教室)	仙台市	平成58年
5	河北TBCカルチャーセンター(メルパルク教室)	仙台市	平成9年
6	JEUGIA カルチャーセンター	石巻市	平成19年
7	泉パークタウン カルチャーセンター	仙台市	平成22年
8	仙台リビング カルチャー教室(仙台教室)	仙台市	平成23年

(出典：宮城県美術館による調査(平成28年8月))

- ・一方で、県内の若手芸術家を育成するためには、アトリエや作品発表の機会を提供するなど、美術活動に意欲的な人材の支援体制を整備することが引き続き求められています。
- ・社会の成熟とともに、社会貢献活動に対する意識が高まる中、高齢者や主婦等を中心に精神的な潤いや生きがいにつながる自己実現の機会として、美術文化を通した社会貢献活動に意欲や関心を寄せる県民は少なくありません。
- ・教育普及活動のサポートや資料整理など、美術文化活動に参画する機会を提供することにより、美術館に対する県民の関心、理解を一層促進するとともに、ボランティアの活動環境を整備することが求められています。

ハ アートを取り巻く状況

- ・1950 年代から 60 年代にかけて、作品に使用される素材や制作の手法などが爆発的に多様化し、美術における表現が急激に拡大しました。そのことは、作品それぞれに特有の媒体（メディアム）を前提とする「ジャンル」の概念をも揺るがしています。
- ・1990 年以降は、東西冷戦の終焉やインターネットの急速な普及等、社会環境が劇的に変化する中で、美術の領域においても、「情報」や「コミュニケーション」がテーマとなるなど、上述した傾向はますます強まっています。

二 公共施設の環境整備の状況

- ・高齢化社会等の進展や障害者差別解消法の施行等を受け、年齢や障害、能力の如何を問わず、また、文化や言語の差異にかかわらず、誰もが公平に施設を利用する上で障害となる様々なバリアを排除して、人に優しい環境を整備する必要があります。
- ・多様な人々が利用する公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を十分に取り入れ、安全・安心に、そして利用しやすい施設に改修することが求められています。

ホ 東日本大震災の経験と震災からの復興の状況

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの人命や財産、社会基盤等が失われ、人々の日常生活は一瞬にして奪われました。また、貴重な文化芸術資産や活動拠点等も損壊し、津波で失われるなど大きな被害を受けました。
- ・長期にわたる避難生活の中、避難所や仮設住宅等においては、人々がそれぞれに抱えた思いや感情を絵や音楽等で表現し、また避難所等の壁面に飾られた子どもたちの絵が人々の心の癒しやコミュニケーションのきっかけにつながるといった光景が各所で見られました。多くの人々が「衣・食・住」のみでは人間としての日常を取り戻すことはできず、人間らしく生きるために文化芸術の力が必須であることを実感することとなりました。
- ・また、震災後、程なくして、国内外のアーティストや文化芸術に関わる団体や NPO、企業等による文化芸術を通じた支援活動が次々と展開され、現在も様々な場所で続けられています。音楽やダンス等の実演が単調な避難生活に変化と彩りをもたらし、人々を元気づけ、さらに創作活動等のワークショップを通じて、避難所や仮設住宅において、住民同士のコミュニケーションが生まれ、新たなコミュニティが形成される原動力ともなりました。このように、文化芸術は、人々に生きる希望や勇気をもたらし、そこに関わるアーテ

ィストをはじめとした多くの人々を繋ぎ、地域の復興への活力を生み出しています。

- ・現在、宮城県が直面している最大の課題は、東日本大震災からの復興です。
- ・県では、震災後に策定した「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」において、震災で傷ついた県民の「心の復興」を県の文化芸術振興施策の最優先課題と位置づけ、文化芸術の力による心の復興に向けたワークショップやプロジェクト等に助成を行っているほか、文化庁や文化芸術団体が実施する復興支援を目的とした助成事業等に関する情報提供等に取り組んでいます。
- ・宮城県美術館では、災害の発生により社会が混乱した状況にあっても、文化芸術に触れ、人間らしい営みが可能となって、はじめて震災前の日常生活を取り戻すことができるものと捉え、被災した県民の精神的な支えとして、文化芸術による心の復興を後押しするため、震災後、早期に展示活動を再開しました。
- ・また、東日本大震災被災地復興支援の一環として、各方面からの協力を得て、震災からの復興をテーマに掲げた展覧会等を開催しました。これらの展覧会等の開催に対し、県民から、たいへん大きな反響が寄せられました。
- ・県民が文化芸術に触れる機会をなお一層充実することにより、被災者や地域の人々に明るさと勇気をもたらすなど、県民の心の復興を引き続き支援していく必要があります。

●震災からの復興をテーマに掲げた展覧会等

	展覧会名	開催期間	観覧者数
1	フェルメールからのラブレター展	平成23年10月27日～平成23年12月12日	117,660人
2	東北三都市巡回展 ルーヴル美術館からのメッセージ 出会い	平成24年6月9日～平成24年7月22日	22,638人
3	新宮 晋アートプロジェクト 元気キャラバン閑上（ゆりあげ）	平成24年8月11日～平成24年8月19日	—
4	東日本大震災復興支援 特別公開 ゴッホの《ひまわり》展	平成26年7月15日～平成26年8月31日	63,824人

- ・震災から6年が経過しましたが、依然として復興は道半ばであり、創造的な活動を一層加速していく必要があります。
- ・宮城県では、その推進力として地方創生の取組を進めることとしており、宮城県美術館としても、そのポテンシャルを最大限に生かし、外国人観光客やMICE(※)の誘致促進等に貢献することが求められています。

(※)MICE：企業等の会議(Meeting), 企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel), 国際機関・学会等が行う国際会議(Convention), 展示会・見本市, イベント(Exhibition/Event)の総称

3 宮城県美術館の強み

！本項目のポイント

■ 良好な立地条件と合理性のある建築物

- 教育学術、文化・交流機関が集積する本県有数の文教地区に立地
- 広瀬川と青葉山に囲まれ自然の調和を五感で感じることができる環境
- 仙台市地下鉄東西線の開業により仙台都心部からのアクセスが至便
- 日本を代表する建築家 故前川國男氏による建築設計

■ 開館以来、35年間の活動の蓄積

- 特別展や所蔵品によるコレクション展により、総観覧者数は全国でも上位
- 創作室の設置により、県民の自発性に基づく自由な創造活動の場を提供するほか、実技ワークショップなど充実した教育プログラムを提供

■ 充実したコレクション

- 本県、東北ゆかりの作家の作品や20世紀のドイツ表現派の作品、日本の絵本文化史の指標となる絵本原画など国内外の優れた作品約6,800点を所蔵

■ いつでも、だれでも利用できるアトリエの設置

- 全国的にも先駆的取組として、常勤の専門職員を配置し、常時利用できるアトリエ（創作室）を設置

（1） 良好な立地条件と合理性のある建築設計

- ・ 宮城県美術館は、仙台市都心部の西、仙台の礎となった旧仙台城（二の丸）内に位置しており、近隣には、仙台市博物館や仙台国際センター、東北大學川内キャンパス、宮城県仙台第二高等学校など教育学術、文化・交流機関が集積する本県有数の文教地区に立地しています。
- ・ また、この地区は、広瀬川や青葉山など、美しく豊かな自然に囲まれた、まさに「杜の都仙台」を象徴するような素晴らしい環境に包まれています。特に青葉山のふもとを流れる広瀬川河畔にある美術館では、清流のせせらぎと河岸の緑が織りなす自然の調和を五感で感じることができます。
- ・ 仙台市地下鉄東西線が平成27年12月に開業し、仙台市都心部からのアクセスが至便となりました。
- ・ 本館は、国立西洋美術館（平成28年7月に世界文化遺産に登録決定）を設計した建築家ル・コルビュジエに師事し、日本を代表する建築家の一人である故前川國男氏の設計によるものであり、美術館として高い合理性を有し、建設省（現国土交通省）の公共建築百選にも選ばれています。

（2） 開館以来、35年間の活動実績

- ・ 国内外の名品を紹介する特別展、所蔵品等のコレクション展により、平成25年度には、総観覧者総数が年間30万人を超えるなど、全国の都道府県美術館の中でも観覧者数は上位に位置しています。

- 創作室の設置により、県民の自発性に基づく自由な創造活動の場を提供するほか、実技ワークショップや美術館探検、美術探検など、充実した教育プログラムを提供しています。

(3) 充実したコレクション

- 当館は、購入と寄贈により収集した国内外の優れた美術作品等約6,800点を所蔵しています。
- 開館当時の収集作品数は700点余りでしたが、現在までに大幅に増加しています。また、量的拡大だけではなく、萬鉄五郎、松本竣介、東郷青児、安井曾太郎、平福百穂などの、日本の近代美術史上に基準となるような作品を収集し、内容の充実にも努めてきました。
- 東北及び宮城県の関係作家の発掘にも努めてきました。例えば、大沼かねよ、菅野聖子など、全く存在を忘れられていた本県出身画家の作品を調査・収集した結果、その美術史的な価値を認められて、他館の企画展にも出品され、本県文化の再認識にも貢献しました。また、宮城県生まれの彫刻家佐藤忠良の作品については、代表作品を網羅しています。
- 海外の作品としましては、20世紀の古典として評価されるドイツ表現派の作品が充実しており、特にヴァシリー・カンディンスキーの初期の希少な大作《商人たちの到着》は、国際的な評価が高く、また、パウル・クレーの作品は、日本にも愛好家が多く、国内有数のコレクションとして、県外からの観覧者も少なくありません。加えて、カンディンスキーやクレーの作品には、しばしば海外からの出品依頼があり、海外の美術館との交流や、海外展を行う際の当館への信頼の醸成にも寄与しています。
- 絵本原画の収集は、タイトル数で500点以上、原画枚数にして1万枚を超えたが、すべて当館に対する信頼により寄贈されたものです。福音館書店が刊行した「こどものとも」シリーズの原画が中心で、美術家が手掛けた作品も多くあります。これらは、日本の絵本文化史の指標となる作品群で、宮城県美術館の収蔵対象として新たな領域を形成しています。

●平成27年度末美術品収集状況

区分	作品数	作品点数	区分	作品数	作品点数
油彩等	495 作品	495 点	工芸	61 作品	70 点
日本画	254 作品	263 点	写真	375 作品	445 点
素描・水彩	1,812 作品	2,273 点	絵本原画	541 作品	541 点
版画	619 作品	2,076 点	合計	4,755 作品	6,761 点
彫刻	598 作品	598 点			

(4) 「いつでも、だれでも」利用できるオープン・アトリエ（創作室）のある美術館

- 宮城県美術館は、総合美術センター的性格を有する美術館として、展示活動や教育普及活動のほか、創作指導を実施しています。
- 常勤の専門職員を配置し、常時利用できるアトリエ（創作室）は、開館当時（昭和56年）は全国的にも先例がなく、現在も宮城県美術館の大きな特徴、かつ重要な役割の一つとなっています。

4 現状と課題

！本項目のポイント

■収集成果を反映した展示環境の充実

○近代以後の美術作品で、本県、東北地方出身の作家や本県、東北地方にゆかりのある作家の美術作品、及び国内外の優れた美術作品を収集保存

○展示室は汎用性のある4つの展示室を設置しているが、コレクションの方向性が定まってきたことを踏まえ、コレクション作品の魅力を十分発揮させる展示環境の整備が必要

■コレクションを有効活用するための展示室の整備

○購入と寄贈により約6,800点もの収蔵品を所蔵しており、より多くのコレクションを常時展示することができる展示室が必要

■国際的基準を満たす展示環境の整備

○適切な温度、湿度、照度を常時確保するなど国際基準を満たす展示室環境の整備が必要

■美術品に係るセキュリティ及び防災機能の充実

○警備体制の充実と災害時における入館者の安全・安心の確保が必要

■収蔵庫の狭隘化の解消

○今後収集が見込まれる作品ボリュームも加味した収蔵スペースの確保が必要

■近年の利用者ニーズに対応した教育普及機能・活動の充実

○社会環境の大きな変化に対応した特色ある教育普及活動の推進が必要

○子どもや親子連れが利用しやすい条件の整備が必要

○県民ギャラリーの機能と強みを生かし、類似施設との役割の棲み分けが必要

■建物・設備の全面的な改修

○極めて深刻な老朽化がみられ、収蔵品の展示・保存管理上の緊急的な課題

○入館者の安全・安心の確保、及び作品の適切な保存環境の確保を図るため、建物・設備の全面的な改修が必要

■アメニティの充実

○高齢者や障害者など全ての入館者が快適に利用できる施設環境の整備が必要

○レストラン、ミュージアムショップなどのさらなる魅力向上が必要

■国内外の動向に呼応した施設機能の整備

○近年、美術の表現手法やあり方は拡大、多様化しており、従来の美術の枠組みにとらわれず、国内外の動向に呼応した新たな活動の展開が必要

（1）収集成果を反映した展示環境の充実

- ・昭和54年に策定された宮城県美術館建設基本構想において、美術作品収集については、主として近代以後の美術作品で、①本県及び東北地方出身作家の美術作品、本県及び東北地方にゆかりのある作家の美術作品、及び②国内外の優れた美術作品の収集保存をその基本方針に掲げました。

- ・美術館開館時には、開館後に具体的なコレクションが形成されることになることを踏まえ、展示室は、汎用性のある展示室4室を設置しました。
- ・開館から35年が経過し、作家や作品部門など、コレクションの方向性が定まってきたことから、現在においては、美術作品の魅力を十分に發揮させるため、様々な作品に幅広く対応できる展示環境の整備が必要となっています。
- ・特に、絵本原画や版画などの紙本作品^(※)には、独自の照度設定や保存条件が求められます。また、日本画も照度設定のほか、展示ケースの必要性など固有の条件があります。加えて、展示壁面の色彩計画など、開館後に蓄積した具体的な作品の特性に適した展示室の整備が求められています。

^(※)紙本【しほん】作品：紙に描かれた作品をいいます。具体的には水彩画、素描【そびょう】、版画、本画の一部などがこれにあたり、本原画のほとんども含まれます（なお、日本画のうち絹に描かれたものは絹本【けんほん】といいます。）。油彩画の多くに用いられるキャンバス（麻布）と比較して紙は経年劣化しやすく、カビや虫害の恐れもあります。従って厳格な温湿度管理、遊菌対策など保存上の配慮が必要です。また紙本作品を描くための水彩絵具、鉛筆（色鉛筆を含む）、顔料、染料などは、油彩画に用いられる油絵具と比較して耐久性が低く、特に光線による褪色が懸念されます。このため展示にあたっては照度を制限し、特に紫外線を遮断しなければなりません。また展示期間にも制限を設ける必要があります。

（2）コレクションの利活用の高度化

- ・宮城県美術館には、購入と寄贈による約6,800点もの収蔵品があり、宮城県及び東北地方にゆかりのある作家の優れた作品のほか、ドイツ表現主義を代表する作家の作品を数多く所蔵しています。
- ・宮城県美術館が所有する充実したコレクションを広く県民に公開し、当館の特色を生かすためには、コレクション展示はたいへん重要ですが、展示室面積等の観点からは、収蔵品を有効に利活用することが難しい状況にあります。このため、より多くのコレクションを常時展示することができる、一定程度の広さを有した展示室が必要となります。
- ・開館以来の収集によって、美術史上の基準的な作品も蓄積されてきました。このため、これらの作品については、来館者の期待に応えられるよう常時展示したいと考えています。
- ・一方で、収集された多くの作品を、地域性や、影響関係、作品の主題など、多様な視点から展示替えを行って作品を有効活用することにより、常に新鮮な常設展をアピールし、リピーターを確保することが望まれます。
- ・また、企画展示が柔軟に行えるよう、展示室の構造・仕様・機能に配慮する必要があります。
- ・美術作品の持つ個性や魅力を引き出し、作品と鑑賞者との橋渡しを担う学芸員の役割はたいへん重要であることから、技能や専門性をさらに高めるなど、学芸員の一層の資質向上を図る必要があります。

（3）美術品保存環境基準等への対応

- ・美術作品の展示環境は非常に重要ですが、宮城県美術館では、展示室や収蔵庫の常時24時間空調を行っていないため、作品自体に剥離やひび割れなどの影響を与えるおそれがあります。また、他の美術館から美術作品を借り受ける際には、当美術館の美術品保存環境が、所蔵美術館の貸出条件を満たす必要があり、さらに、海外から美術作品を借り受ける際には、24時間の空

調システムを整備していることが必須の条件となります。美術作品を厳密に保護・管理し、国内外の美術館が所蔵する優れた美術作品を借り受けて企画展や巡回展を実施するためには、適切な温度、湿度、照度を常時確保するなど、国際的基準(※)を満たす展示室環境の整備を図る必要があります。

(※)国際的な推奨基準：文化財を安全に保存するための温度と相対湿度の条件として、IIC（国際文化財保存学会）、ICOM（国際博物館会議）では、以下に掲げたような温度、湿度、温度を国際的基準として推奨しています。

●温度

全般	約20°C(人間にとて快適な温度)
フィルム(白黒)	15°C
フィルム(カラー)	2°C

(出典：IIC(国際文化財保存学会)、ICOM(国際博物館会議))

●湿度

出土遺物	100%
紙、木、染織品、漆	55-65%
象牙、皮、羊皮紙	50-65%
油彩	50-55%
化石	45-55%
金属、石、陶磁器	45%
写真フィルム	30%

(出典：IIC(国際文化財保存学会)、ICOM(国際博物館会議))

●照度

染織品、衣装、タピストリー、水彩画、日本画、素描、写本、印刷物	50lx
油彩画、テンペラ画、フレスコ画、皮革品、骨、象牙、木製品、漆器	150-180lx
金属、ガラス、陶磁器、宝石、エナメル、ステンレス	制限なし

(出典：ICOM(国際博物館会議))

- 貴重な美術作品を次世代に継承していくためには、安定的かつ良好な状態で保存できる収蔵環境が必要とされます。特に、宮城県美術館の所蔵品には、温度・湿度の影響を受けやすい紙本作品や保存管理に注意を要する作品が多く含まれていることから、それら作品を保護する環境の整備が求められます。

(4) 美術品に係るセキュリティ及び防災機能の充実

- 宮城県美術館の建物は、耐震基準を満たしています。また、火災に対しては、ハロンガス消火設備、スプリンクラー消火設備を備えています。さらに、防犯対策としては、超音波センサー、振動板センサー、シャッターセンサー、

インフラット（人体熱感知）による全館機械警備を行っています。加えて最新のシステムの導入が求められます。

- ・宮城県美術館は、年間を通じて多数の入館者が訪問する施設であることから、地震その他の災害時における入館者の安全確保は極めて重要です。災害時に入館者の安全・安心の確保がしっかり図られるよう、停電時でも通常どおり可動する各種設備や入館者の避難場所等の整備が求められます。

(5) 収蔵庫の狭隘化

- ・美術館は博物館の一形態であり、美術作品は今後も地域と人類の文化遺産として集積していかなければなりません。
- ・開館以来、コレクションが充実するのに伴い、収蔵庫に不足が生じており、特に大型の平面作品を収容するスペースには、ほとんどゆとりがありません。こうした収蔵庫の狭隘化を解消するため、現時点における収蔵作品と今後収集が見込まれる作品のボリュームに応じた新たな収蔵スペースを確保する必要があります。なお、展示備品の増加に伴って、倉庫の狭隘化も課題となっています。

●収蔵スペースの充足率

(1) 本館

	現在の占有面積(a)	現在不足している占有面積(b)	充足率((a+b)/a)
ラック	161.00 m ²	26.25 m ²	116.3%
棚	90.38 m ²	22.20 m ²	124.6%
水彩・素描・版画用棚	5.50 m ²	9.41 m ²	271.1%
立像用棚	0 m ²	33.60 m ²	皆増
額収納スペース	12.20 m ²	22.80 m ²	286.9%
合 計	269.08 m ²	114.26 m ²	142.5%

(2) 佐藤忠良記念館

	現在の占有面積(a)	現在不足している占有面積(b)	充足率((a+b)/a)
立像用棚	56.60 m ²	22.40 m ²	139.8%
箱収納棚	52.50 m ²	5.46 m ²	114.1%
絵画用収納棚	12.54 m ²	0 m ²	100.0%
合 計	121.64 m ²	29.81 m ²	124.5%

(6) 近年の利用者ニーズに対応した教育普及機能・活動の充実

- ・宮城県美術館は、開館以来、創作を中心とした教育普及活動を事業の大きな柱の一つとして展開しており、その先進性、先駆性は、他の美術館のモデルになっています。
- ・シリーズの美術館講座や展覧会ごとの美術館講演会、実技ワークショップ、美術館探検など様々なプログラムの実施や創作室の運営をとおし、子どもから大人まで美術に親しみ創造性や感性を育む機会を提供しています。

- ・社会の成熟化や少子高齢化の進展、学校教育における图画工作、美術の授業時間数の減少など、宮城県美術館の開館当初から社会環境は大きく変化しており、時代の要請や利用者ニーズに応じた、中でも子どもが親しみやすい特色ある教育普及活動を推進することが求められています。
- ・創作室を有する美術館は、宮城県美術館開館当時に比べ全国的に増えてきたものの(※)、創作活動を支援する専門職員が配置され、開館時間中は「いつでも、だれでも」創作活動に取り組むことができるオープン・アトリエを運営している都道府県立美術館は、現在でも例がありません。

(※)創作室等を設置している都道府県立美術館数：28館（北海道立近代美術館、北海道立釧路芸術館、青森県立美術館、岩手県立美術館、宮城県美術館、秋田県立近代美術館、福島県立美術館、栃木県立美術館、群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館、埼玉県立近代美術館、千葉県立美術館、東京都美術館、福井県立美術館、山梨県立美術館、静岡県立美術館、岐阜県美術館、三重県立美術館、滋賀県立近代美術館、兵庫県立美術館、島根県立美術館、徳島県立美術館、愛媛県美術館、高知県立美術館、長崎県美術館、大分県立美術館、宮崎県立美術館、沖縄県立博物館・美術館）
(出典：平成27年都道府県立美術館基本調査及び各館ホームページ)

- ・創作室の利用者は、全ての工程を創作室で行う利用者がいる一方で、機材や設備を利用するため来館する利用者も少なくありません。また、創作室は、個人の作品制作の場を想定して運営しており、団体による利用には不向きです。また、継続的な利用者が多い一方で、初めての利用者にとっては、入りにくさもあります。そのため、初心者にも利用しやすい環境作りを積極的に行っていく必要があります。
- ・また、エントランスホール、展示室、創作室、講堂、県民ギャラリーなど、様々なアート空間をストレスなく楽しむことができるよう、動線には「回遊性」を生み出す必要があります。
- ・開館以来、県民ギャラリーは、県民の創作活動の発表の場として機能しています。特に、大型の作品展示が可能で、駐車場を完備した宮城県美術館は、貴重な存在となっています。新規利用者の開拓や施設稼働率の向上を図るために、県民ギャラリーが有する機能や強みを生かしながら、類似施設との役割の棲み分けを行う必要があります。
- ・講堂は、300人以上を収容することができ、講演会や展示解説など展覧会に関連する催事に加え、コンサートを開催するなど、幅広い取組を実施することができます。一方で、照明や音響機材が経年劣化し、また、階段式講堂のため、バリアフリーの観点から来館者が利用しにくい面があります。利用率も低調であることから、MICE対応など講堂の機能変更も含めたスペースの有効活用について再検討する必要があります。

(7) 施設・設備の老朽化・機能低下への対応

- ・宮城県美術館の建物・設備の改修は、その優先度合いを勘案しながら、短期的修繕計画を立て、毎年計画的に修繕を進めています。しかし、建物・設備の大部分は、昭和56年に開館して以来、抜本的な改修がなされていないため、極めて深刻な老朽化がみられ、収蔵品の展示及び保存管理上、一刻の猶予もならない緊急的課題となっています。
- ・具体的な事象として、屋根及び外壁の防水機能の劣化や、配管の全般的な腐食が進み、漏水の頻度が増してきました。このため、特に展示作品に対する漏水事故の懸念が高まっています。

- ・さらに、地盤の不等沈下や凍害により、外構（前庭、中庭、北庭等）の舗石（タイル）の損傷が顕著になってきました。このため、来館者の転倒や、鋭利なタイル片による事故の恐れが増しています。
- ・入館者の安全・安心で快適な施設利用、そして、宮城県美術館が所蔵する貴重な美術作品の適切な保存環境を今後とも確保するためには、部分的で対処療法的な修繕ではなく、建物・設備の全面的な改修が必要となっています。

(8) アメニティの充実

- ・エレベーターは備わっているものの、階段が主動線であり、特別展の観覧には、1階から2階に階段を上がらなくてはなりません。
- ・トイレは各所にありますが、多目的トイレ等は本館1階に備わっているだけです。
- ・専用の授乳室、救護室がなく、映像室を代用しています。
- ・サインや展示解説の多言語対応は全てに及んでおらず、また、使用言語は日本語と英語の2か国語にとどまっています。
- ・高齢者や障害者、子ども連れの方々など、全ての入館者が安全・安心で快適に利用できる施設づくりを目指してユニバーサルデザインやわかりやすいサイン等の導入が必要とされます。
- ・宮城県美術館には、現在、アメニティ施設として、レストラン、カフェ、ミュージアムショップが設置されています。近年、これらの施設は、美術館の魅力を左右する大きな要因となっていることから、入館者が立ち寄ってみたくなるだけの魅力や雰囲気づくりが必要です。
- ・当初、館内では、飲食が可能なスペースを設けていなかったため、講堂前に限り飲食可能としていますが、児童生徒などの団体での来館に対応するためには、開放的で飲食可能な専用のスペースの必要性が増しています。

(9) 美術表現の拡大への対応

- ・音楽や身体表現等と融合した作品や、映像、CG、アニメーション等を取り入れた作品など、近年、美術の表現手法やあり方は拡大し、多様化しています。このため、従来の美術の枠組みにとらわれず、美術に関する国内外の動向に呼応した施設の機能や新たな活動に留意する必要があります。

1 宮城県美術館が果たすべき役割

! 本項目のポイント

継承

■ 基本的性格

○「開かれた」総合美術センター的性格を兼ね備えた美術館

■ 設置の目的

○多角的機能を持つ総合美術センターの役割を果たす施設

新たな課題やニーズに対応

○時代の変化により新たに生まれた県民ニーズへの対応

○総合美術センターとして現在期待される美術館の機能と役割に適確に対応

○社会教育施設として「宮城県震災復興計画」や「宮城県地方創生総合戦略」との整合性に配慮

- ・宮城県美術館は、昭和54年4月に策定された「宮城県美術館建設基本構想」に基づき、「地域社会に根ざした特色ある近代的な美術館で、県民が『美と知識と憩い』を得る場として、『開かれた』総合美術センター的性格」をも備え、「美術の鑑賞、創作、研究等を通じて、県民が美術文化活動に積極的に参加できるよう、多角的機能を持つ総合美術センターの役割を果たす施設」として設置されました。
- ・また、県立美術館として、本県の教育、学術、文化の向上に寄与するとともに、国内外の美術文化の交流に対応しながら、国際的に開かれた地域社会における美術文化の拠点となることを目的として活動してきました。
- ・今後も、「宮城県美術館建設基本構想」の趣旨をも踏まえ、宮城県美術館が有する東北及び宮城県の関係作家の作品を通じて、東北及び宮城県の文化芸術の魅力を県内外に発信していくほか、国際的にも評価の高いコレクションを通じた海外の美術館との交流やインバウンドによる地域経済の活性化、異文化コミュニケーションの促進等に寄与していくことにより、文化芸術の担い手育成を図るほか、これまで蓄積してきた経験やノウハウを生かし、開館以来大きな柱として展開している創作を中心とした教育普及活動等を子どもたちが参加しやすいようにさらに発展させていきます。さらに、美術に関する各種関連情報を広く収集、分析することにより、国内外からの来館者等の要望や問い合わせ等にワンストップで情報等を提供する機能を付加するなど、時代が大きく変化する中で生まれた新たな県民ニーズや総合美術センターとして現在期待される美術館の機能・役割に的確に対応します。加えて、県の社会教育施設として、県内における美術館、アート関連施設の職員を対象とした情

報交換や研修会の開催等を通じ、宮城県の文化水準の向上・発展を図るなど、県立の美術館としての役割を果たすとともに、「宮城県震災復興計画」や「宮城県地方創生総合戦略」などの動向にも留意してまいります。

2 宮城県美術館運営の基本方針

!**本項目のポイント**

継承

■基本方針

- 優れた美術作品の収集、展示をとおし、広く県民に鑑賞の機会を提供
- 県民の積極的参加による創作活動を推進
- 美術に関するさまざまな体験交流の場となるよう、活発な普及活動を実施
- 美術に関連する他の領域と連携して、文化的諸活動を展開

宮城県美術館の設置目的を達成するため、美術館としての充実した調査研究活動を踏まえ、これまでに引き続き、次の基本方針のもとで運営します。

- (1) 優れた美術作品を収集、展示して、広く県民に鑑賞の機会を提供する。
- (2) 県民の積極的参加による創作活動の推進を図る。
- (3) 美術に関するさまざまな体験交流の場となるよう、活発な普及活動を行う。
- (4) 美術に関連する他の領域と連携して、文化的諸活動を行う。

これらの活動を通じ、地域における特色ある総合美術センターとして、県民に生涯学習の場を提供し、県民が自らその教養と情操を高め得るように努め、本県の芸術文化の発展に寄与します。

3 リニューアルに向けた基本的な考え方

!**本項目のポイント**

■持てる財産・資源を最大限に有効活用

- 自然環境に恵まれた良好な立地環境と合理性のある建築設計である現有施設を活かして既存建物の改修（増築の検討を含む。）を基本に検討

■他館・文化施設等との連携及び機能分担の検討

- 他施設との連携や機能の棲み分けを考慮し県美術館の果たすべき役割・機能を再検討

■県民及び利用者からの意見の聴取

- リニューアルの検討過程について、県民や利用者に積極的に情報提供し、意見・要望等を聴取しながらリニューアルの方向性を検討

(1) 持てる財産・資源を最大限に有効活用

- ・良好な立地条件と合理性のある建築設計である現施設の有効活用を基本に検討を行います。
- ・青葉山公園（仙台城址）や仙台市博物館、仙台国際センターの利用者が宮城県美術館にも気軽に立ち寄ることができるよう回遊性を意識し、アプローチしやすい工夫を検討します。
- ・また、青葉山と広瀬川によって育まれた自然環境を積極的に生かし、いつ訪れても四季を感じることができ、美術館そのものが「自然の美」を表現する空間として機能する方策を検討します。
- ・開館以来35年間で培われた充実したコレクションや洗練された教育プログラムを最大限に活用できるような環境整備を図ります。

(2) 他館・文化施設等との連携及び機能分担の検討

- ・東北各県における県立美術館や県内における公立美術館・アート関連施設の増加など、開館当時とは異なる環境の変化を踏まえ、他施設との連携や機能の棲み分けを考慮の上、宮城県美術館として果たすべき役割・機能を改めて検討します。

(3) 県民及び利用者からの意見の聴取

- ・リニューアルの検討過程について、県民や利用者に積極的に情報提供するとともに、本構想及び本構想を踏まえて今後策定する基本方針について、案の段階で公表し、県民や利用者からの意見・要望等を聴取しながらリニューアルの方向性を検討します。

4 リニューアルのコンセプト

？本項目のポイント

- 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館
 - 子どもたちの豊かな感性や創造性、知的好奇心を育む活動を行うための拠点となる「キッズ・ラボ（仮称）」を設置運営
- 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館
 - 憩いと交流と情報の拠点となるラウンジの整備
 - 必要に応じ、夏季期間・週末等における開館時間を延長
- 国内外の人々が魅了される美術館
 - 美術館を魅力ある観光資源と位置づけ、国内外から人々を呼び込むことにより、芸術文化の側面から地域活性化や観光振興など本県経済の発展に貢献
- ともに築きあう美術館
 - 報道機関やNPO、ボランティアなど外部人材と連携、協力を積極的に行うこととし、ボランティア等がより活発に活動できる拠点を整備
 - ボランティアの自主性、自発性を重視した活動の展開とボランティア活動で培った知識、経験を生かし、ボランティア・リーダーとして美術館を拠点に地域の芸術文化活動を牽引する人材を育成

展示、収蔵、調査研究、教育普及など現美術館の基本機能を一層強化するとともに、新たな機能や魅力を創出するために美術館のリニューアルを行います。

(1) 子どもたちの豊かな体験を創出する美術館

心豊かな人生を過ごす上で、文化芸術は不可欠なものであり、次代を担う子どもたちが、美術を身近なものとして捉え、美術に触れる機会を確保し、そして美術を楽しむきっかけづくりの場を提供します。

- ・美術館としての特性を生かして、あくまでも子どもたち自身が、作品を「見たくなる」、「創りたくなる」、そして「知りたくなる」といった主体性や探究心などを醸成することを基本的なスタンスとし、学校や教育関係団体、NPO、ボランティア、企業等の協力を得ながら、子どもたちの豊かな感性や創造性、知的好奇心を育む活動を行うための拠点となる「キッズ・ラボ（仮称）」を設置運営します。
- ・「キッズ・ラボ（仮称）」の設置にあたっては、美術の表現手法等の多様化に呼応した展示機能（スペース）や創作機能（スペース）の確保に努めます。

(2) 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館

来館者が質の高い芸術文化に触れ、その余韻を楽しみながら、ゆっくりとくつろぐことができる空間、あるいは、展示室に入場しなくとも気軽に立ち寄れ、芸術文化が醸し出す魅力的な雰囲気を楽しむことができる空間を提供します。

- ・来館者がゆっくりとくつろげるよう、美術館が所有するコレクションと図書の有効な活用も視野に入れたラウンジを整備します。
- ・国が推進する「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」にあわせ、来館者が平日でもゆっくり美術作品を鑑賞できるよう、必要に応じ、夏季期間・週末等における開館時間の延長を行います。
- ・様々な世代の人々が集い、美術・芸術を通じて交流と学び合いが生まれ、学びの成果が活かされるきっかけづくり（参加型プログラムの充実、ボランティアの活動内容及び活躍の場の充実）を行います。

(3) 国内外の人々が魅了される美術館

県を代表する文化施設として、県内はもとより、県外、そして国外から人々を呼び込み、また、「ユニークベニュー（※）」としての施設・空間の活用を積極的に行うことにより、芸術文化の側面から地域活性化や観光振興など本県経済の発展に貢献します。

（※）ユニークベニュー（Unique Venue）：“特別な場所”でのイベント実施により“特別な体験”を創造する取組

例）国際会議のレセプション会場→エントランス、報奨旅行や教育旅行のプログラム→展示室（展示解説）

- ・美術館は、文化芸術の発信拠点であるとともに、魅力ある貴重な観光資源でもあります。その魅力は、文化芸術に関心のある人々の来館意欲を惹起するにとどまらず、国際会議や学術会議などMICEにおける会議やセミナー、レセプション会場としての利用ニーズを喚起します。
- ・特に、MICEの振興は、参加者に特別感をもたらすだけではなく、参加者本人の再訪や参加者の情報発信による新たな来館者の開拓、さらには使用料

収入の獲得が期待されるなど、その波及効果は非常に大きいものがあります。

(4) ともに築きあう美術館

新たな時代環境に即した「開かれた美術館」として、県民とともに築きあい、県民とともに発展し、そして、県民に親しまれ、愛され続ける美術館を目指し、業務の運営を行います。

- ・県民はもとより、教育機関や報道機関、NPO、ボランティアなど、外部人材との連携、協力を強化することにより、一層充実した美術館運営を行います。そのため、ボランティア等がより活発に活動できる拠点を整備するなど、美術館職員以外の関係当事者が活動しやすい環境を確保します。
- ・特に、美術館のボランティアは、美術館の日々の活動を支え、来館者と美術館、地域と美術館を結ぶ架け橋としての活躍が大いに期待されます。このため、一層多くのボランティアと協働、連携しながら美術館の運営を推進します。具体的には、美術館の要請による資料整理など業務補完的な活動だけではなく、ボランティアの自主性、自発性をより重視した活動が行われることを目的とし、ボランティア主導により運営される教育普及プログラムの実施を検討します。さらに、こうした活動を通して、ボランティア自身が芸術・文化に関する知識、経験、ノウハウを蓄積し、教育普及プログラムを自ら実践する力を養い、将来的には、ボランティア・リーダーとして美術館を拠点に地域の芸術・文化活動を担う人材へと育成することが、「開かれた美術館」としての一つの大いな使命です。

第3章 宮城県美術館に求められる機能と役割

1 収集・展示

！本項目のポイント

- 美術作品の継続的・計画的な収集を行うことにより、体系的な常設展示ができるよう、コレクションを一層充実
- 展示環境の整備・充実（多様な美術表現をはじめ現代アートにも柔軟に対応できる十分な展示室面積の確保、作品の特性に応じた専用スペース及び自在性のある汎用スペースの確保等）
- 展示・収蔵環境条件の高度化（24時間空調システムの整備、調光機能のついた照明機器の設置、一時保管収蔵庫の設置、絵本原画等の保管に適した収蔵庫の設置等）

（1）美術作品の継続的・計画的な収集によるコレクションの充実

優れた美術作品等を収集して常設展示内容の充実を図るとともに、美術作品の散逸、損傷、亡失を防ぎ、これらを後生に伝えるため、長期的な年次計画に従い、正確な基礎調査に基づいて、美術作品、資料の収集、保存を継続します。

- ・明治以降のコレクション作品を一連の流れで展示することができる当館の強みを生かし、また、当館コレクションを補強・補完するため、本県及び東北地方にゆかりのある作家の優れた美術作品や国内外の優れた美術作品の収集を継続し、体系的な常設展示ができるようにします。
- ・リニューアル後の再オープン時を念頭に、魅力ある作品をコレクションできるよう努めます。

（2）コレクションを最大限に活かせる展示環境の整備

県民をはじめ多くの来館者に質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図るために、現在所蔵する国内外、そして地域に根ざした優れた美術作品、コレクション等を組織的に展示し、広く鑑賞の機会を提供できるよう配慮することはもとより、今後出現する多様な美術表現をはじめ、現代アート作品にも柔軟に対応するよう展示スペースを十分に確保します。また、展示が柔軟に行うことができるよう強度を維持しながら、少ない作業員でも配置できる可動展示壁等を整備します。

特に、水彩画、素描、版画、日本画、絵本原画等の紙本作品に求められる照度制限等の条件に合致した展示スペースを設置します。

全国の都道府県立美術館の状況などを踏まえ、展示スペースは少なくとも2,600m²程度（佐藤忠良記念館を除く）（※）を確保します。

（※）佐藤忠良記念館は、彫刻家佐藤忠良氏から寄贈を受けた作品を専ら展示している展示室であり、宮城県美術館が所蔵している他のコレクションの展示は、絵本原画を展示する一部コーナーを除いて行っていません。

◆当館の展示室面積

約2,261m²（佐藤忠良記念館の展示室を除く）

※参考：約3,055m²（佐藤忠良記念館の展示室を含む）

◆全国の都道府県立美術館における展示室面積の平均

約2,524m²

※展示室面積には、貸展示室（県民ギャラリー）の面積を除く

（出典：平成27年度都道府県立美術館基本調査）

イ 常設展示

- ・当館には、購入と寄贈による約6,800点もの収蔵品があります。特に、佐藤忠良や高橋由一、松本俊介、萬鉄五郎をはじめ、宮城県及び東北地方にゆかりのある作家の優れた作品のほか、ヴァシリー・カンディンスキーやパウル・クレーなどドイツ表現主義を代表する作家の作品、あるいは、戦後日本の絵本原画を数多く所蔵するなど、開館から35年が経過し、コレクションの方向性が形成されてきました。このため、当館所蔵コレクションの特色や魅力を最大限に引き出せるよう、コレクションの特性に応じて、最適な仕様を整えた複数の専用スペースを設けます。
- ・一方、自主企画展示においては、その内容や規模に応じて展示スペースを柔軟にアレンジすることにより、観覧者に対して作品の持つ個性や魅力をより印象づけることが可能となるよう自在性のある汎用スペースをも確保します。
- ・企画展のみに依存しない、通年型の美術館としての存在感を向上させ、リピーターの増加を図るとともに、インバウンドや県外からの観光客の流入を促進します。

□ 企画展示

- ・当美術館の主催又は関係団体との共催により、広く国内外の多彩な美術を対象として、特定のテーマに基づいて構成しながら、特色ある展示を継続します。特に、話題性が高く、大規模な巡回展などの開催を可能とするため、様々な形態・大きさの作品にも対応できる展示スペースを設けます。
- ・時代や分野にとらわれず、国宝や重要文化財などの指定品についても展示します。

(3) 展示・収蔵環境条件の高度化への対応

指定品や国内外の優れた作品を借用する際の展示環境条件は年々厳しさを増しています。このため、展示室内を24時間一定の温度・湿度に管理できる空調システムや借用作品を保守管理するための警備体制の充実、最新型の可動展示壁、調光機能のついた照明設置等の整備など、貸出条件や国際的基準に即した展示環境を整備します。また、特別展のための借用作品を一時保管する際に現行の収蔵庫を併用していますが、当館所蔵作品の安全管理の面からも問題があるため、新たな借用作品のための一時保管収蔵庫を設置します。さらに、絵本原画等の紙本作品の保管にマッチした収蔵庫を設置するなど、既存の収蔵庫の拡充・再編を行い、利用の高度化を図ります。

2 収蔵

！ 本項目のポイント

- コレクションの充実に対応した収蔵スペース及びセキュリティ機能の確保
- 作品素材や形状など所蔵品の特性に応じた保存環境の整備

文化庁文化財保護部が策定した「文化財公開施設の計画に関する指針」(平成7年8月)によると、「収蔵庫の床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい。」としています。

◆当館の収蔵庫面積

約725m²（佐藤忠良記念館の収蔵庫を除く）

※参考：約998m²（佐藤忠良記念館の収蔵庫を含む）

◆全国の都道府県立美術館における収蔵庫面積の平均

約1,175m²

(出典：平成27年度都道府県立美術館基本調査)

(1) コレクションの充実に対応した収蔵スペース及びセキュリティ機能の確保

コレクションの充実にともない、収蔵庫が不足している状況にあることから、美術品を適切に管理できる十分なスペースを確保するとともに、耐震面、安全面で十分なセキュリティ機能を持たせます。

(2) 美術作品の特性に対応した保存環境の整備

当館の所蔵品には、温湿度の影響を受けやすい紙本作品や保存管理に厳重な注意を必要とする作品が多く含まれているため、適切な温湿度管理など、作品の素材や形状、性質等にあわせた保存環境を整備します。

3 調査研究

！本項目のポイント

- 展示の質を高め、学芸員のさらなる資質向上を目的として基礎的な調査研究を継続
- 最新の研究をもとにした調査成果について研究紀要等を利用して発表

(1) 基礎的な調査研究の継続

- ・自主企画展や共同企画展の開催に際し、美術史の研究や個別作品に関する調査を行っていますが、当館の事業を一層充実させるとともに、展示の質を高め、企画力を身に着けるなど学芸員のさらなる資質向上を目的として、当館所蔵作品に関する調査研究、国内外の近・現代美術に関する調査研究、作品展示の方法等に関する調査研究、美術館における教育普及活動に関する調査研究など、基礎的な調査研究を継続します。

(2) 調査研究成果の発信

- ・近年、美術文化を巡り、大いに高まりを見せている県民の関心と生涯学習に関するニーズに対応するためにも、最新の研究をもとにした調査成果を研究紀要や年次報告等を利用して発表することとします。

4 教育普及

！本項目のポイント

- 開館当初から実施してきた各種教育普及プログラムや創作室の機能を充実
- 個展やグループ展など、県民の創作活動の発表及び鑑賞の場を提供
- 特に将来の文化芸術振興を担う人材を育成するため、県出身又は県内在住の若手芸術家に対し、各種情報や創作活動の場、活動発表の場を提供するなど積極的に支援
- ボランティア制度の継続的な実施とボランティア専用ルームの設置

当館の大きな特色の一つとして、創作を中心とした教育普及活動があり、開館当初から実施してきた各種教育普及プログラムや創作室の機能を充実します。

（1）多様なプログラム展開による美術教養の向上

- ・主たる来館者である成人はもとより、子どもたちや親子連れ、高齢者など広範な層の来館者にとって親しみやすく、利用しやすい美術館を目指し、各対象のニーズに応じた教育普及プログラムを実施します。
- ・実技と鑑賞が同時に見える当館の特色（強み）を生かし、当館の展示事業と連携しながら、来館者の美術に関する理解を深めます。また、学校教育や他の社会教育活動との連携を図りながら、多彩で実効ある教育普及活動を行います。
- ・そのためには、様々な活動の展開を可能とする充実した機能を確保する必要があることから、実技ワークショップや造形活動が実施できる設備を備え、受け入れる団体の規模に応じて使い分けることができるアトリエや講座室等を整備します。
- ・宮城県の将来の文化芸術振興を担う人材を育成する必要があることから、県出身又は県内在住の若手芸術家の情報を収集するとともに、若手芸術家に対して、情報の提供や、創作活動の場、あるいは活動発表の場を提供するなど、積極的に育成支援に取り組みます。
- ・美術館に対する県民の理解、関心を深めるとともに、県民の美術文化活動への参画の機会を提供し、また、美術館が実施する事業の円滑な運営とサービス向上を図ることを目的としてボランティア制度を継続的に実施し、ボランティア専用ルームを設置します。

（2）創作活動の充実による造形教育の推進

- ・次代を担う子どもたちが、幼い頃から美術に触れ、関心を持つ機会をつくることは、豊かな感性や創造力を養い、また、知的好奇心を育むことにつながるため、極めて重要です。このため、子どもたちが気軽にアートに関する体験ができ、また、身近に美術作品等に親しむ機会を提供する「キッズ・ラボ（仮称）」を新たに設置します。
- ・県民の自発性に基づく自由な創作活動の機会を提供するため、当館の教育普及活動の最大の特徴である創作室の機能をキッズ・ラボ（仮称）との連携に

も配慮して充実します。

- ・創作活動を行うために整備した各種機材を正確に操作できる専門性と子どもを含む利用者に対する創作活動の指導力を兼ね備えた人材を確保します。
- ・創作室には、作品制作や鑑賞、用具のことなど、美術についての様々な質問や相談に対応する専任スタッフを配置します。

(3) 県民の創作活動の発表及び鑑賞の場の提供

県民ギャラリーについては、個展やグループ展など、県民の創作活動の発表及び鑑賞の場としてのニーズが見込めるため、貸展示室の機能を有する県民会館やせんたいメディアテーク等との役割の棲み分けにも留意しながら、継続して設置し、県民の美術文化活動向上に寄与します。なお、県民ギャラリーの配置については、利用者や観覧者の利便性及び作品搬出入の動線等についても留意します。

5 五感で楽しみ、心の潤いと交流が生まれる場

！本項目のポイント

- 多くの入館者が質の高い芸術文化に触れ、何度も訪れたくなる美術館として整備
- 心の潤いや安らぎを感じながら、ゆっくりとくつろぐことができる空間としてラウンジを整備
- ミュージアムショップやレストラン等を一層魅力的な空間として整備
- インターネット環境を整備し、国内外の美術関連情報等に容易にアクセス可能な情報コーナーを設置
- 美術や芸術をきっかけに人々が集い、つながり合う拠点として、美術館のポテンシャルを生かし、地域とも協力しながら、県民の学びや活動を支援

(1) 美術・芸術に親しむ場の創出

エントランスホールや展示室、あるいはアリスの庭、北庭をはじめ、美術館全体を県民や観光客など多くの入館者が質の高い芸術文化に触れ、美術を肌で感じ、楽しみ、学び、そして親しむことができる空間（＝何度も訪れたくなる美術館）にします。

(2) 憩いとくつろぎの場の創出

展示作品を鑑賞後、その余韻を楽しむことができ、また、心の潤いや安らぎを感じながら、ゆっくりとくつろぐことができる空間として、宮城県美術館のコレクションや図書の有効な活用も視野に入れたラウンジを整備します。また、コレクションに由来するオリジナルグッズ等、宮城県美術館のミュージアムショップでなければ購入できないプレミアム商品を揃えるなど、商品の品揃えを充実します。さらに、レストランでは、「食材王国みやぎ」をPRするため、運営者との連携のもと、宮城の旬の食材を使用した料理を提供します。なお、ラウンジやミュージアムショップ、レストラン、カフェについては、展示室に入場しなくても気

軽に立ち寄れ、芸術文化を肌で感じる魅力的な雰囲気やショッピング、食事を楽しめる空間とします。加えて、インターネット環境やFree Wi-Fi（無料公衆無線LAN）機能を整備し、国内外の美術関連情報等に容易にアクセスすることができる情報コーナーを設置します。

（3）人々が集い、つながる場の創出

美術館は、生涯学習の場であるだけでなく、美術・芸術をきっかけに人々が集い、つながり合う拠点であります。このため、美術館が有するポテンシャルを活かし、地域の関係施設などとも協力しながら、県民の学びや活動を支援していきます。

6 ユニバーサルデザイン化や地球環境への配慮

！ 本項目のポイント

- 誰もが公平に美術館の楽しさを享受できるよう、施設や設備等を充実
- 屋上太陽光発電設備や地中熱ヒートポンプの導入等により環境負荷を低減

（1）施設のユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障害者、子ども連れの方々、海外観光客など、誰もが公平に美術館の楽しさを享受できるよう、ユニバーサルデザイン化やサインの多言語対応の充実を図ります。

- イ 階段部、スロープ部に手すりを設置
- ロ トイレを和式から洋式に改修、多目的トイレの増設
- ハ 案内誘導サインの表記拡大
- ニ 多言語表記サイン（日・英・中（簡体字・繁体字）・韓）や触知サインの設置
- ホ 授乳室、救護室の整備、ベビーベッドの設置

（2）環境負荷の低減

年間の電力消費量の削減とランニングコストの低減につなげるため、照明器具にはLED及び高効率蛍光灯を採用します。また、これらの取組と連動し、自家消費用電力や災害時の非常用電力の確保、及び自然エネルギー由来の熱源を確保するため、屋上太陽光発電設備や地中熱ヒートポンプを導入するなど、省エネルギー化と再生可能エネルギーの積極的な活用を推進することにより、地球環境への負荷低減を図り、低炭素社会にふさわしい施設とします。

7 情報発信の充実・強化

！本項目のポイント

- 宮城県美術館の収蔵作品や地元芸術家の創作活動状況をはじめとする関連情報を積極的に集積・発信

収蔵作品情報のデータベース化や地元芸術家の創作活動状況をはじめとする関連情報の集積を図り、ホームページを活用して美術作品データの検索を可能にするなど、情報発信の充実を図ります。また、美術館の広報には、美術館要覧や案内リーフレットなど、印刷物による広報のほか、ホームページやtwitterなど、多様な情報通信技術やメディアを活用し、県民に親しまれる美術館として、迅速かつ活発な広報活動を行います。

8 地方創生への貢献

！本項目のポイント

- 県内企業等との連携を強化するとともに、宮城県美術館のポテンシャルを有効に活用しインバウンドを呼び込むこと等により地域経済の活性化に貢献
- 宮城県美術館キャンパスメンバーズ制度に新たな魅力を加えることにより、大学生や留学生等が集い、活気あふれる場を創出

企業等が有するコレクションの展覧会への活用や福利厚生としての美術館利用の促進、美術館の企画展示、特別展示のポスター掲出など、県内企業等との連携を図ります。また、宮城県美術館が有するポテンシャルを有効に活用し、インバウンドを呼び込むことにより、地域経済の活性化等に貢献します。さらに、宮城県美術館キャンパスメンバーズ(※)に参加する大学等の学生や留学生等を宮城県美術館主催のギャラリーツアーに招待するなど、会員制度に関する新たな魅力（インセンティブ）を加えることにより、大学生や留学生等が集い合う、活気あふれる場とします。

※)宮城県美術館キャンパスメンバーズ：学校教育において美術館を有効に活用していただくこと、学生や教員の美術に親しむ機会をより豊かにすることを目的とした、大学等を対象とした会員制度

第4章 本構想の実現に向けて

1 施設整備の手法について

！本項目のポイント

- 既存建物の改修（増築の検討を含む。）を基本に検討

リニューアルに係る施設整備パターンについては、現在の立地条件・周辺環境の優位性や建築物としての合理性・価値の高さに加え、コスト面も総合的に考慮し、既存建物の改修を基本に検討します。

また、財源の確保を前提に、新たな機能に必要な面積を確保するため、増築についても検討していくこととします。

2 事業手法等について

！本項目のポイント

■事業手法

○県直営方式による維持管理業務等の外部委託、指定管理方式、PFI 方式などについてのメリット・デメリットを検証し、長期的に安定的かつ継続性のある手法を選択

■美術館を支える仕組み作り

○より多くの方々に事業面や資金面等のさまざまな側面から美術館を支えていただけるような仕組みづくりを推進

- ・厳しい県の財政状況を踏まえ、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、公立美術館として、リニューアル後の運営や維持管理までを含めた事業コストの軽減を図りながら、より質の高いサービスを提供するとともに、長期的に安定的かつ継続性のある運営を行うことが必須です。
- ・このため、現在も導入している施設・設備に係る維持管理業務等の外部委託のほか、民間の資金やノウハウを活用する観点から、全国的に導入事例が増加しつつある指定管理方式や、PFI 方式などの事業手法についても、そのメリット・デメリットなどを十分に検証し、よりふさわしい事業手法を選択します。
- ・また、リニューアルに向けた施設・設備の改修及びその後の維持管理や、美術館事業の充実等のためには、県として必要な財源を確保することはもとより、より多くの方々に事業面や資金面等のさまざまな側面から美術館を支えていただけるようにしていく事が重要です。
- ・このため、宮城県美術館が県民をはじめとするより多くの方々にとって「大切な場所」「かけがえのない場所」だと感じていただけるよう、美術館の取組について、積極的に情報発信を行っていきます。加えて、個人や企業・団体、教育機関等がより

参加しやすい多様な「応援団」の仕組みづくりを進め、顔の見える関係を築きながら、これからの中核をともに考え、ともに創っていきます。併せて、クラウドファンディングなどの新しい資金調達手法についても検討していきます。

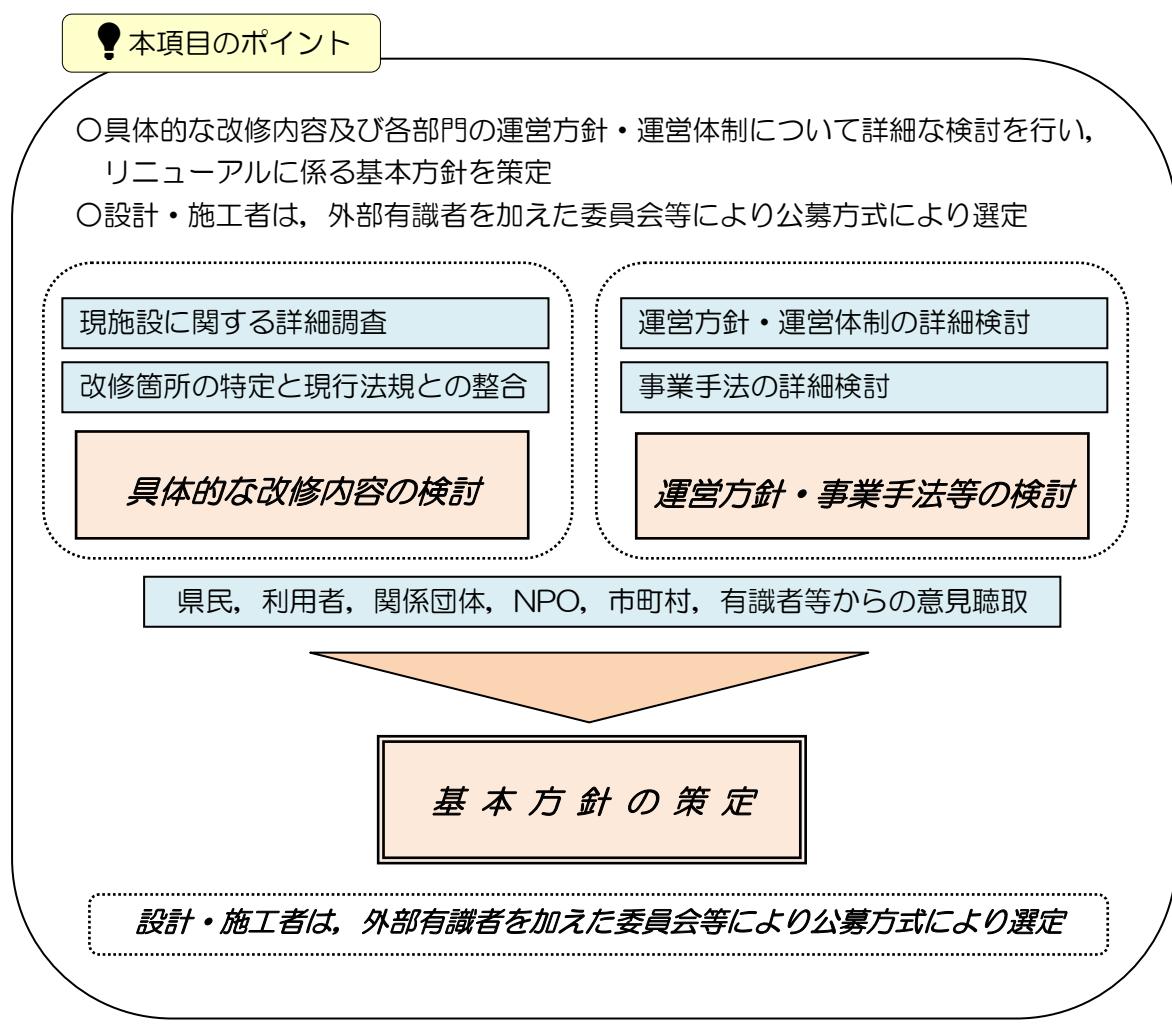
3 スタッフの充実について

！本項目のポイント

- 美術館事業の中核を担う学芸員の資質向上と必要となる人員の確保
- 効果的な広告・宣伝や戦略的な企画・マーケティング、広報などプロモーションを一層強化するための専門スタッフの配置
- 全ての美術館職員が横断的に連携、協力し、各種事業の企画・運営を効果的、効率的に実施できる体制の構築
- 外部人材との連携などコーディネーター的な役割を担うスタッフを配置

- ・これからの宮城県美術館に求められる機能・役割を十分に果たすためには、それを担うスタッフの充実をはじめ、安定した組織運営体制を整備する必要があります。このため、美術館事業の中核を担う学芸員の資質能力の向上を図るとともに、作品の収集・展示、保存、調査研究等を行う学芸部門、そして、教育普及プログラムの企画・運営や創作活動の支援等を行う教育普及部門において必要となる人員体制の確保に努めます。
- ・また、効果的な広告・宣伝や戦略的な企画・マーケティング、広報など、来館者を誘引するためのプロモーション業務を一層強化するため、管理部門に専門スタッフを配置するよう努めます。
- ・さらに、各職員が、それぞれの専門性をいかんなく発揮しながら、学芸員、教育専門職員、事務職員等、全ての美術館職員が横断的に連携、協力し、各種事業の企画・運営を効果的、効率的に実施できる体制を構築します。
- ・加えて、学都といわれる仙台市内に設置されているという優位性を生かし、美術関係の学部を有する大学や専門学校等との連携や、若手アーティストや美術館ボランティアが活動しやすい環境整備、文化芸術関係の団体・NPOとの協働等を進めていく必要があり、こうした外部人材との連携を担うコーディネーター的なスタッフを必要に応じて配置できるよう努めます。

4 本構想策定後のプロセスについて



- 既存建物の改修によるリニューアルを行うことから、本構想策定後、現施設に関する詳細な調査を行った上で、老朽化等による改修が必要な箇所の特定や現行法規等との整合を図るとともに、本構想を実現するための具体的な改修内容について検討します。
- 併せて、リニューアル後の各部門の運営方針やスタッフを含めた運営体制についても検討を行い、リニューアルに係る基本方針を策定します。
- なお、基本方針の検討に当たっては、県民や利用者の他、文化芸術に関わる団体やNPO、市町村等から広く意見を聴取するとともに、様々な分野の有識者からそれぞれの分野にかかる専門的な意見を聴取し、基本方針の内容に反映させていきます。
- また、設計・施工者の選定に当たっては、公共建築物としての品質を確保するとともに、本構想及び基本方針の目指す姿を最大限に実現するため、公募方式による事業者の募集を行い、外部有識者を加えた委員会等により最適な事業者が選定できるような仕組みを整えます。
- なお、整備スケジュールについては、平成36年度のリニューアルオープンを目指します。また、リニューアルに当たっては、改修工事の期間中、長期に休館する必要があること等を踏まえ、基本方針において詳細な年次スケジュールを定めます。

おわりに

本構想は、宮城県美術館が開館した昭和 56 年から今日までの歩みを振り返りつつ、さまざまな状況の変化を踏まえ、リニューアルに向けて目指すべき姿を形にしたもので
す。

県民をはじめとした多くの方々の期待に応え、これから時代にふさわしい、よりよ
い美術館となるよう、リニューアルに当たって、以下の 3つを目標に掲げます。

- 1 宮城県美術館は、これまで以上にさまざまな人・情報・資源が集まり、交わ
り、繋がり、広がる芸術文化の拠点として生まれ変わります。
- 2 宮城県美術館は、次代を担う子どもたちが、幼い頃から美術に親しみ、楽し
むことを通して、豊かな創造性や感性、自己表現力を育めるよう全力でサポー
トします。また、大人にも美術の豊かさや楽しさを感受する機会を提供します。
- 3 宮城県美術館は、芸術文化の力を生かし、東日本大震災からの県民の心の復
興と宮城県の創造的復興に寄与していきます。

宮城県美術館を支えていただいている県民をはじめとした多くの方々と本構想を共
有し、その実現を目指していきます。

資料編

— 宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会の概要 —

宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会開催要綱

(目的)

第1 宮城県美術館（以下「美術館」という。）の在り方の検討並びに施設・設備の改修及び利便・集客等の諸機能に係る課題の解消によって、安全・快適で、県民の美術館に対するニーズにさらに応え、人々がより集い、親しまれる総合美術センターとなるための美術館リニューアル基本構想策定に関し、広く有識者の専門的な意見を聴取するため、宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 懇話会は、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 美術館の在り方に関すること
- (2) 美術館の現状と課題に関すること
- (3) 美術館のリニューアルに関すること
- (4) 美術館の施設の改修、設備の更新、利便性の向上、集客等の諸機能に関するこ
- (5) 総合美術センターとしての魅力向上策に関すること
- (6) その他、リニューアルに関すること

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）で構成する。

(座長)

第4 懇話会に座長及び副座長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。

2 座長は会議の進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限りで、その効力を失う。

別表

分 野	人 数	分 野	人 数
美術館運営	1	建 築	1
学識経験者	2	観 光	1
芸 術 家	2	利 用 者	1

宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 屬 ・ 役 職 等	備 考
泉 武 夫	東北大学大学院文学研究科教授	
大 場 尚 文	宮城県芸術協会理事長	副座長
小野田 泰 明	東北大学大学院工学研究科教授	
佐々木 吉 晴	いわき市立美術館長	座長
高 山 登	宮城大学理事	
竹 内 美恵子	第17次宮城県美術館協議会委員	
中 村 政 人	アーツ千代田3331 統括ディレクター	
吉 川 由 美	有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク代表取締役	

宮城県美術館リニューアル全体スケジュール

年度	月	協議内容等		備考
平成 27	5	「基本構想策定に向けた意見聴取・意見交換」	第1回宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会（以下「懇話会」という。） ・施設の概要、施設見学	5月28日
	6			
	7		第2回懇話会 ・現状と課題（展示事業、施設・設備）	7月22日
	8			
	9			
	10		第3回懇話会 ・現状と課題（教育普及事業）	10月16日
	11		第4回懇話会 ・現状と課題（魅力向上）	11月27日
	12		○懇話会の議論の整理	
	1		○利用者、県民（高校生・大学生・一般）からの意見聴取（H28.2.18～3.18）	
	2		○美術館内ワーキンググループ設置・検討 ・宮城県美術館の成果、現状分析、今後の方向性 ○他県美術館の改修状況の把握 ○宮城県美術館を取り巻く現状の把握	
28	3	「基本構想（案）作成期間」	○美術館リニューアル基本構想（案）の検討	
	4		○美術館リニューアル基本構想（案）作成	
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11		第5回懇話会 ・美術館リニューアル基本構想（案）の検討	11月 8日（火）
	12		第6回懇話会 ・美術館リニューアル基本構想（中間案）の検討 ※教育委員会に報告 ○パブリック・コメントの実施	12月14日（水）
	1	「基本構想（案）の検討・策定」	○市町村、関係施設等からの意見聴取 ※県議会文教警察委員会に報告	
	2		第7回懇話会 ・美術館リニューアル基本構想（最終案）の検討 ※教育委員会に報告	2月2日（木） 2月中旬
	3		※県議会文教警察委員会に報告 ○基本構想の策定	3月中旬 3月末
	29		基本方針の策定（具体的な改修内容の検討）	
30～31			大規模事業評価・事業手法の検討	
32～33			基本設計・実施設計	
34～35			改修工事	
36			リニューアルオーブン	

